

柏市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱

制定 平成 2 1 年 4 月 1 日

施行 平成 2 1 年 4 月 1 日

（目的等）

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）を設置し、及び経営する社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対し、軽費老人ホームサービス提供費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、老人の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 5 0 年柏市条例第 4 1 号。以下「条例」という。）、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 本市の区域内に軽費老人ホームを設置し、及び経営する社会福祉法人であること。

(2) 次条第 1 項の対象事業を行う年度において、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号）第 1 6 条第 1 項第 1 号に規定するサービスの提供に要する費用として入所者から支払を受ける額を、平成 2 0 年柏市告示第 2 4 0 号（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第 1 6 条第 1 項第 1 号の規定により軽費老人ホームの入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額及び同条第 3 項の規定により地域の実情、物価の変動

その他の事情を勘案して市長が定める額）第１項に定める額と
していること。

２ 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）
は、軽費老人ホームを運営することとする。

３ 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）
は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第３条 補助金の額は、対象事業を行った月の初日における軽費老人ホームのすべての入所者に係る基準月額から本人徴収月額を控除した額について、対象事業を行った月分を合算した額とする。
この場合において、算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金の額とする。

２ 前項の基準月額は、平成２０年柏市告示第２４０号第１項の表備考３各号に定める上限額に、千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準について（令和元年９月２６日高第１１４６号千葉県健康福祉部長通知の別紙（千葉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準）の第１の２（３）に定める各種加算額等、令和４年２月１０日付厚生労働省老健局高齢者支援課（以下、「厚労省」という）からの別添Ⅱ－２（３）イの計算式、令和６年３月２６日付厚労省からの別添１の２（２）の計算式（以下、「計算式①」という）及び３（２）①イの計算式（以下、「計算式②」という）に基づく処遇改善額を加えた額とする。なお、計算式①は令和６年５月までの対応、計算式②は令和６年６月より対応するものとする。

３ 第１項の本人徴収月額は、平成２０年柏市告示第２４０号第１項に定める額とする。

４ 第１項の場合において、補助金の額は、対象経費の１０分の１の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を限度とする。

（申請書添付書類）

第４条 条例第３条第５号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（１）補助金所要額調書

（２）補助金所要額内訳書

(3) 軽費老人ホームの入所者が支払う前条第1項の本人徴収月額
が分かる書類

(申請書提出期間)

第5条 申請書の提出期間は、4月1日から4月30日までとする。
ただし、年度の途中から対象事業を開始する者にあつては、この
限りでない。

(標準処理期間)

第6条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する
標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後において
も従う事項は、補助金の交付を受けた年度における対象事業に係
る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及びその証拠書類を当
該年度の終了後5年間保管しておくこととする。

(実績報告書添付書類)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲
げるものとする。

(1) 補助金精算書

(2) 補助金精算内訳書

(3) 対象事業に係る収支決算書

(実績報告書提出期間)

第9条 実績報告書の提出期限は、3月31日までとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払に
より交付することがある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和６年２月２日から施行し，令和６年２月１日から適用する。

附 則

この要綱は，令和６年８月２２日から施行し，令和６年４月１日から適用する。

別表

この補助金の対象経費は，次の表に掲げる経費老人ホームの運営に必要となる経費に充当する経費とする。

人件費支出	職員給料支出
	職員賞与支出
	非常勤職員給与支出
	派遣職員費支出
	法定福利費支出
事務費支出	福利厚生費支出
	職員被服費支出
	旅費交通費支出
	事務消耗品費支出
	印刷製本費支出
	水道光熱費支出
	燃料費支出
	会議費支出
	修繕費支出
	業務委託費支出
	通信運搬費支出
	広報費支出
	手数料支出
	保険料支出
	賃借料支出
	土地・建物賃借料支出

	各所修繕費支出
	雑支出
	器具及び備品取得支出
その他市長が対象経費とすることが適当であると認める経費	